

海外経済要録

米州諸国

◇米国の公定歩合引上げ

連邦準備制度理事会は3月5日、ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、ダラスの4連銀の公定歩合を2%から3%に引き上げることを承認し、翌6日から実施する旨を発表した。その他の8連銀も、ボストン(10日から実施)、サンフランシスコ(12日から)、クリーブランド、リッチモンド、セントルイス、カンサスシティ(13日から)、ミネアポリス、アトランタ(16日から)とそれぞれこれに追従した。今回の引上げは昨秋連銀が引締め政策に転換して以来3度目で、3%という水準は1956年8月～57年8月のブーム期のそれに等しく、かなり高位のものである。

今回の引上げは、最近の株式市況の異常な活況、鉄鋼操業率の急上昇に加え、財政赤字や賃金上昇に基くインフレ潜在力が依然根強いこと、これを抑制して経済の安定成長を達成せんとする連銀当局の強い態度を改めて表明したものであり、かたがた昨年末公定歩合を上回っている財務省証券利回りに対する調整を図つたものである。今回の引上げについては、①連銀の政策がこのところ比較的中立的とみられていたこと、②上げ幅が3%と大幅であつたこと、③銀行貸出需要が低調であることなどから市場筋では若干の驚きを示しているが、引上げのタイミングは財務省による2月の大量国債償換と4月に予定される新規国債発行の間をねらつたものとみられている。

なお今回の引上げにより、米国の公定歩合はスイス(2%)、西ドイツ、オランダ(2%)を上回るに至り、今後欧米間の資本移動、米保有金の動向などに及ぼす影響も注目されることである。

◇欧州共同市場5か国の対メキシコ初融資

国有パリ割引銀行(Comptoir National d'Escompte de Paris)は欧州共同市場5か国(フランス、ベルギー、西ドイツ、オランダ、イタリア)の幹事銀行として、本年2月メキシコ石油公社(Petroles Mexicanos)に対する200万ドルの貸付契約に調印した。これは欧州共同市場発足以来共同市場5か国による海外に対する初の協調融資として注目されている。

メキシコ石油公社はその200万ドルをもつて、とくに石油化学および肥料工場の機械設備の購入に充当するもので、機械設備は共同市場5か国のいずれかの国から輸入す

ることになつている。

ちなみに、メキシコ石油公社は同国石油産業の拡張を図るため、米国のニューヨーク市銀筋に対しても400万ドルの借款を交渉中であり、近くその実現が期待されている。

欧州諸国

◇欧州共同市場発足後の石炭鉄鋼問題

欧州の石炭鉄鋼業は1951年4月欧州石炭鉄鋼共同体(EEC)を組織し、めざましい発展を続けてきたが、最近西ドイツ、ベルギーの貯炭の急増とフランス鉄鋼価格の割安とから加盟国間にかんがりの対立を生じ、その成行きが注目されるに至つた。

1. 石炭問題

欧州石炭鉄鋼共同体諸国の山元貯炭は、1957年末のほぼノーマルな貯炭量700万トンから1958年11月には約290万トンと共同体始まつて以来の量に達し、さらに本年3月末には500万トンにのぼるとの見方もある。

かかる貯炭増に最も悩んでいるのはベルギー(約3ヵ月分)と西ドイツ(約35日分)であるが、その理由は、①景気による石炭需要の減少、②石炭から石油のエネルギー需要の転換、③スエズ閉鎖時の需要者の過剰ストックが吐き出されていること、④石炭輸入の長期契約のため安い米炭が引続き大量に輸入されていることなどである。なおベルギーはこのほかに非効率炭坑と炭価割高に基く国際競争力の低下が挙げられる。

こうした貯炭増対策として、西ドイツではすでに昨年から各種の対策が講ぜられたが(2月号事情参照)、2月16日からは輸入炭に対しトン当たり20マルクの関税を課することとなり、これにより西ドイツの石炭事情は漸次緩和するものとみられている。一方ベルギーでは昨年中七つの炭坑が閉鎖されたが、このほど政府は非効率炭坑に対する補助金を打ち切り、これを整理する方針を打ち出した。これに対し10万のベルギー炭坑労働者はストをもつて反対したが、結局2月24日に至り失業坑夫の再雇用保証を条件に、非効率炭坑の閉鎖は予定通り本年に行なわれることとなり、ベルギー石炭業は共同市場発足後域内弱体企業に対するシワ寄せの最初の例となつた。

なお共同体最高機関は3月4日「共同体の危機」対策を講ずることを決定、3月23日の閣僚会議において生産制限、輸入抑制、失業坑夫救済策などが検討される予定であるが、西ドイツ、フランス、イタリアはこれに反対しており、危

機対策の実施はなお見通し難の状態である。

石炭生産 (単位・百万トン)

区 分	1956年	1957年	1958年
西 ド イ ツ	134.4	133.2	132.6
フ ラ ン ス	55.0	56.8	57.7
ザ ー ル	17.1	16.5	16.4
ベ ル ギ ー	29.5	29.1	27.1
オ ラ ン ダ	11.8	11.4	11.9
イ タ リ ア	1.0	1.0	0.7
合 計	248.9	247.9	246.3

山元貯炭量 (単位・千トン)

区 分	1957年 末	1958年 3 月	6 月	9 月	11 月
西ドイツ	735	2,668	5,569	7,662	13,000
フランス	4,583	5,483	6,310	7,302	7,678
ザール	181	387	627	854	923
ベルギー	1,413	3,230	5,000	6,162	6,740
オランダ	312	413	596	782	847 ⁽²⁾
イタリア	50	113	132	87 ⁽¹⁾	100 ⁽³⁾
合 計	7,274	12,294	18,235	22,849	29,288 ⁽³⁾

(注) (1) 8月末 (2) 10月末 (3) 推定

2. 鉄鋼問題

昨年来の欧州鉄鋼業の停滞傾向も、最近在庫調整の一巡とともに漸次回復のきざしが見られるに至つたが、昨年末のフラン切下げによりフランスの鉄鋼業が強い対外競争力を持つこととなつたことは、フランスと競争関係にある欧州各国に新たな波紋を呼び起している。

すなわち、フランスの鉄鋼価格はフラン切下げ以前から石炭鉄鋼共同体諸国に比し5~12%割安であつたが、これがフランの17.55%切下げにより対外的にはさらに値下りをきたし、その後1月に鉄鋼補助金削減を主因に9%の値上げが行なわれたものの、現在なお13~20%方割安となつている。

かかるフランス鉄鋼価格の割安は、①フランス鉄鋼業が戦後基幹産業として大規模の合理化を行ない顕著な生産性の向上を遂げたこと、②とくにトーマス鋼については技術的に進んでいること、③鉄鉱石の自給度が高いこと、④政府の統制により価格が抑えられていることなどによるものである。これに対し共同体諸国から、①フランス鉄鋼価格の統制撤廃、②輸出価格の引上げ、③フランス鉄鋼輸出に対する出国税課税、④輸入国側による輸入補償税設定などが提案されており、近く共同体最高機関はフランス鉄鋼輸出に対する臨時関税(税率は当初4%とし以後漸次引下げ8ヵ月後に0とする)設定を勧告する模様である。

しかしながら、フランスは共同市場内において西ドイツの機械、イタリアの化学繊維などに対する競争力の不安か

ら、鉄鋼についてはあくまでその優位を確保せんとしており、共同体最高機関の勧告に対しても、交換条件としてフランス鉄鋼輸出価格に輸送費の面から大きく影響する西ドイツ鉄道運賃の割高是正を要望するなど、かなりの抵抗を示すものとみられ、今後の推移が注目されている。

粗鋼生産 (単位・百万トン)

区 分	1956年	1957年	1958年
西 ド イ ツ	23.2	24.5	22.8
フ ラ ン ス	13.4	14.1	14.6
ザ ー ル	3.4	3.4	3.5
ベ ル ギ ー	6.4	6.3	5.9
ルクセンブルグ	3.5	3.5	3.4
オ ラ ン ダ	1.0	1.2	1.4
イ タ リ ア	5.9	6.8	6.3
合 計	56.7	59.8	57.9

鉄鋼価格

(1959年2月々初) (単位・トン当りドル)

区 分	西ドイツ		フランス		ベルギー	
	トーマス	平炉	トーマス	平炉	トーマス	平炉
銑鉄	79.5		59.3		71.5	
棒鋼	100.4	113.5	82.6	95.4	90.0	100.0
熟圧薄板	140.7	152.6	114.3	126.7	136.0	148.0

◇共同市場6か国銀行団による国際投資信託基金の設定

共同市場6か国の大銀行ならびに主要金融会社10社は2月19日ブラッセルにおいて、オープンエンド投資信託基金の共同設定を決定、基金管理会社(名称Syndicate Europeen d'Etudes et de Financement)を設立するとともに、基金名称をユーニオン(Eurunion)とし2月25日から受益証券の発行を開始した。

同基金の設定は欧州共同市場の発足に伴う小欧州内の資本市場協調過程の一現象として注目され、最近における欧州各国間の対外有価証券取引の自由化と、各国の株価高騰に伴う投資信託の隆盛を背景として行なわれたものと思われる。

基金管理会社は、西ドイツの Berliner Handelsgesellschaft、フランスの Credit Commercial de France、ベルギーの Banque Lambert および Compagnie d'Outremer pour l'Industrie et la Finance、オランダの Pierson Helderling & Pierson、イタリアの Banca di Credito Finanziano "Medio Banca" などを出資者としてブラッセルに設立され、各出資会社出身の社員により運営が開始された。

当初の基金運用はルクセンブルグおよびアムステルダム

取引所における株式購入に充てられ、主な投資対象としては欧州内超一流銘柄中から主として化学工業株(18%)、石油株(12%)、電気、金属産業(各10%)などが選ばれているが、近い将来においては各国市場へ進出、投資対象も拡大をみるものと予想される。

各国当初の受益証券保有率は下記の通り。

西 ド イ ツ	23%
ベ ル ギ ー	10
フ ラ ン ス	21
イ タ リ ア	14
ルクセンブルグ	4
オ ラ ン ダ	16
現 金 資 産	12
出 資 金 合 計	100

◇英国の金融・為替規制一部緩和措置

昨年12月29日の通貨交換性回復以来、西欧諸国は漸次貿易・為替の自由化を推進しつつあるが、英国も本年以降おおむね次のごとき一連の国際金融・為替取引の規制緩和措置を発表した。これらの措置は直接的にはロンドンにおける国際金融・為替取引を円滑化し、ロンドンの国際金融市場としての機能を整備せんとするものであるが、間接的にはポンド資本勘定の交換性回復のための準備措置とみられている。

1. ポンド紙幣輸出禁止措置の解除

1月14日以降公認為替銀行は対外勘定ポンドまたは指定通貨を対価としてポンド紙幣を自由に輸出できることとなった。ポンド紙幣の輸入は昨年2月以降自由化されているので、本措置により対外勘定を引当とするポンド紙幣の輸出入は公認為替銀行が自由に行なうこととなる。

2. 3国間貿易にかかるポンド・ユーザンス禁止措置の解除

2月20日英蘭銀行は、3国間貿易取引に対するポンド・ユーザンスの供与を許可する旨発表した。本制限は1957年9月のポンド危機の際ポンド投機の具に供されることをおそれて禁止されていたものである。なお当時とられた措置のうち非居住者に対するリファイナンス・ファシリティの供与は依然禁止事項であるが、これについても最近の為替事情にかんがみ早晚解除すべきであるとの声も強い。

3. 外国銀行券の裁定取引の自由化

2月24日英蘭銀行は、1月14日の措置に引続き、公認為替銀行による外国銀行券の裁定取引を自由化する旨発表した。本措置によりロンドン市場における外国銀行券の取引は、相手国の為替管理により制限されるものを除き残余の規制は全く撤廃されたことになる。

4. 非居住者のポンド無記名証券の輸入制限緩和

従来非居住者がポンド無記名証券を国内に持ち込む場合は登録を要したが、3月4日英蘭銀行は本制限を解除する旨発表した。ポンド無記名証券の輸出は1955年以来許可されているので、今回の措置により輸出入とも自由化されたことになる。

5. 為替先物取引と金取引の制限緩和

3月20日英蘭銀行はロンドン市場における外国為替の先物取引と金塊取引の制限を緩和した。従来外国為替の先物取引は輸出および輸送費に関するものに限られていたが、今回の措置により貿易外取引および許可を得た対外投資に関するものについても最長6か月の先物取引が認められることとなる。

またドルその他の外国通貨による金の直物取引および先物取引は、今後は許可を要しないこととなった。

◇英国ミッドランド銀行の増資計画

英国5大銀行の一つであるミッドランド銀行は、資本発行規制の撤廃に伴い2月12日、2百万ポンドの増資計画を発表した。本計画は昨年12月資本発行委員会に提出されたが、当時委員会は本計画が他の市中銀行の増資計画の先例となることをおそれて許可しなかつたものと言われていた。その概要は次の通り。

- (1) 額面1ポンド株2,019,464株、1月5日現在の株主に対し8対1の有償増資、1株につき額面価額を20シリング上回る40シリング払込(市場価格は2月11日現在で91シリング6ペンス)のプレミアム発行。
- (2) 現在ミッドランド銀行の払込資本金は16,156千ポンドであるが、今回の措置により2,020千ポンド、さらに昨年12月発表された3対1の無償交付により5,385千ポンドそれぞれ増資されるので、これらの手続が完了すれば払込資本金は23,560千ポンドとなる。
- (3) 無償交付分は公表積立金を取りくずして行なわれるが、同額だけ秘密積立金から振替が行なわれ、さらに有償発行分のプレミアム相当額2,020千ポンドが繰り入れられるので、公表積立金は従前の16,156千ポンドから18,175千ポンドに増加する。
- (4) その結果ミッドランド銀行の自己資本比率(預金に対する自己資本の比率)は、従前の23.4%から23.4%に増加するが、まだ戦前の水準(5~6%)には達しない。
- (5) 増資後の予想配当率は年15%(1958年は年18%)。
- (6) 有償増資による取得資金の用途は明らかにされていないが、Fenchurch and Gracechurch Streetsの角に建てられる新店舗の建築資金に充てられる予定であるといわれている。

英国市中銀行の自己資本比率は、戦中戦後のインフレ期を通じて著しく低下していたのでかねて銀行経営者はその

拡充を企図していたが、なかんずくミッドランド銀行は5大銀行中最低位にあるので（パークレイズ 3.2%、ロイズ 3.5%、ナショナル・プロビシヤル 2.8%、ウェストミンスター 3.2%）今回の増資となつたものである。なお同銀行は以上のほか、勤続5年以上の職員に対して60万株を重役会の決定する価格で1人につき最低10株、最高75株まで有償交付する旨考慮中と伝えられている。

なお、同銀行に引続きロイズ銀行も3月30日のイースター後増資を行なう旨発表した。

◇西ドイツ手形割引市場の再開

西ドイツでは、昨年初来ブンデスバンクの提案に基づき、戦前のごとき手形割引市場を再開することの適否が検討されてきたが、このほど具体的構想がまとまり、去る2月5日フランクフルトで再開された。

今回の手形割引市場の再開は、ブンデスバンクの金融政策と金融市場との有機的結びつきを可能ならしめるにとどまらず（金融政策的意義）、低利の輸入金融手段（割引市場手形による場合の業者負担金利は4.3～4.6%程度、一般の銀行引受手形による場合は現在5.25%程度）の導入を通じて輸入金融の外銀依存を弱め、これによつてブンデスバンクの金・外貨準備の増加を抑える（外貨政策的意義）という二重の意義を持つている。さらに将来の方向としては、西ドイツが国際金融市場として重要な役割を果たすための素地をつくるものと言うことができよう。

手形割引市場の構成はおおむね次の通りである。

- (1) 割引市場手形は、輸入・仲継貿易金融のために振り出されたマルク建銀行引受手形に限り、期間は90日以内であることを要する。額面金額は50千マルク～250千マルクとする。
- (2) 引受適格銀行は原則として資本金（広義）3百万マルク以上とするが、とくに輸入・仲継貿易関係引受信用を業とする個人銀行については2百万マルクとする。なお、自行が引き受けて流通におかれる金額は自己資本の1½倍をこえてはならない。
- (3) 市場仲介機関として手形割引会社（Privatdiskont-A-G—金融機関の共同出資により設立）を置き、市場売買は常に同社を通じて行なう。
- (4) 市場利率は毎日市場で決定され、短期物（30～59日）、長期物（60～90日）別にそれぞれ最高、最低および中心利率が公示される。なお最高、最低利率間のマージン（1/8%）が割引会社の収入となる。
- (5) 市場逼迫の場合、ブンデスバンクは市場利率（中心利率）の1/2%高で割引会社から市場手形を買い入れ、また市場緩和の場合これを同社に売却する。なおブンデスバンク買入れレートは公定歩合の1/4%高を上回ることは

はない。

(6) ブンデスバンクは割引市場手形を優遇するため、これを一般金融機関から受け入れる場合には、残余期間が45日以内である限り、再割引わく外で割引くこととしている。

2月5日発足以来の状況をみると、初日の取引額は10百万マルクの少額にとどまり、その後もきわめて不活発に推移している模様であるが、その原因として、①市場参加機関がまだ新制度に慣れていないこと、②輸入業者の流動性が高く割引市場手形の利用が少ないこと、③銀行が市場適格手形を売却する必要に迫られてないこと、④手形額面の規制額が大きすぎることに、⑤手形の基礎取引が輸入関係などに限られ対象の範囲が狭いこと、等々が指摘されている。しかし市場再開の効果はまだ十分に判断されうる段階にはなく今後の推移が注目される。

◇西ドイツの1958年国民総生産

西ドイツの1958年国民総生産増加率は前年に引続き一層の鈍化を示したが、なお安定した成長を続けている。

成長率鈍化の主因は、鉄鋼、繊維など一部産業の生産減少、その他部門における操業率の低下（生産上昇を上回る設備の拡張が主因）など景氣的要因によるものであるが、このほか協定労働時間短縮の影響も見のがせない。なお工業生産性（単位労働時間当り生産高）の上昇率は5%と前年（8.7%）に比し低下している。

	成長率	(実質)	(名目)
1953年	+ 7.8%		+ 7.1%
1954年	+ 7.1		+ 7.1
1955年	+ 11.8		+ 14.1
1956年	+ 6.4		+ 10.1
1957年	+ 5.0		+ 8.4
1958年	+ 2.8		+ 6.1

次に国民総支出の部門別内訳は下表の通りで、財政消費ならびに固定投資（償却分を含む）のウェイトがわずかな

区 分	1958年			1957年		
	金額	構成比	前年比 増加率	金額	構成比	前年比 増加率
個人消費	1,800	58.5	5.7	1,230	58.7	7.5
財政消費	300	13.5	7.1	280	13.3	9.9
粗固定投資	492	22.1	6.7	461	22.0	4.1
在庫投資	42	1.9	0	42	2.0	62.2
貿易（サービスを含む）余剰	89	4.0	7.2	83	4.0	26.1
国民総支出	2,223	100.0	6.1	2,096	100.0	8.4

- (注) 1. 「貿易余剰」には西ベルリン向け、東ドイツ向けを含む。
2. 1957年、58年とも最終確定計数ではない。

がら増大している。

これら各部門の特徴的な動きとしては次の諸点が指摘される。

- (1) 粗固定投資中、建築投資の増加率は年初の悪天候による沈滞がひびき、下期の活況にもかかわらず農・工業設備投資の増加率(7.1%)を下回つた。なお固定投資(とくに公共投資、建築投資)の活況は資本市場金利の低下によるところが大きい。
- (2) 個人消費支出の増加率は5.7%と前年の増加率(7.5%増)に及ばなかつたが、これは、①限界貯蓄性向は前年に比しかなり低下したものの(18.6%、前年32%)、平均貯蓄率がなおかなり高いこと(8.8%、前年8.2%)、②年金・生活補助金など振替所得の増加率がかなり鈍化したほか、ネット賃金俸給所得増加率も前年を下回り(税金・社会保険料負担などの諸控除も増大)、家計の可処分所得が1,425億マルクと前年比6.4%の増加(前年10.3%増)にとどまつたこと、などを反映したものであり、内容的には旅行、リクリエーション支出、耐久消費財購入などの増加が目立つた。
- (3) 財政消費中では、給料引上げによる人件費の増大が大きく、軍事支出はほぼ前年並みの水準(約60億マルク)にとどまつている。

- (4) 貿易(サービス取引を含む)余剰は交易条件の好転によるところが大きく(平均指数前年比、輸入物価-8%、輸出物価+1%)、価格条件を捨象すれば輸入増加(9%)が輸出増加(5%)を上回っている。

◇イタリアの1958年国際収支

イタリアの1958年国際収支は、経常勘定において前年の4百万ドルの赤字に対し、565百万ドルの大幅黒字を示し、これに加え資本勘定が依然受超を続けたため同年中の外貨準備は850.6百万ドルを増加(前年285.7百万ドル増)、12月末金・外貨準備は2,300百万ドルを上回つたものと予想されている。

これは、①1958年中の輸出額(2,560百万ドル)が前年比0.5%の微減にとどまつた反面、輸入額(3,000百万ドル)は昨年景気停滞に伴う在庫調整の進展、輸入価格下落による交易条件の好転などにより前年比13.7%の大幅減少を示し、このため貿易収支が著しく改善されたこと(貿易赤字437.3百万ドル、前年比約50%減)、②観光収入、移民送金による外貨の流入が前年比34%の増加を示したこと、③米国からの援助、世銀借款などが減少したにもかかわらず、民間外資の流入が順調に伸びてきたこと、などによるものとみられる。

イタリアの1958年国際収支

(単位・百万ドル)

区 分	交換可能通貨諸国		E P U 諸 国		そ の 他 諸 国		総 計	
	1957年	1958年	1957年	1958年	1957年	1958年	1957年	1958年
経 常 収 支	- 99.7	351.8	25.9	178.2	69.9	35.3	- 3.9	565.3
貿 易 収 支	- 377.9	- 156.3	- 553.3	- 304.6	50.9	23.6	- 880.3	- 437.3
貿 易 外 収 支	278.2	508.1	579.2	482.8	19.0	11.7	876.4	1,002.6
うち 観 光 収 入	97.8	188.7	214.0	222.9	4.7	2.7	316.5	414.3
移 民 送 金	64.1	125.8	122.9	134.8	0.3	-	187.3	260.6
運 賃 収 入	70.7	71.1	141.7	156.8	12.1	2.0	224.5	229.9
投 資 利 子	9.0	- 5.2	- 21.9	- 13.7	3.9	4.2	- 9.0	- 14.7
そ の 他	36.6	127.7	122.5	- 18.0	- 2.0	2.8	157.1	112.5
資 本 勘 定								
贈 与、援 助 等	205.9	106.8	-	-	-	-	205.9	106.9
投 資、信 用 供 与 等	36.4	47.2	67.1	128.2	- 0.8	- 1.3	102.7	174.1
外 貨 準 備 増 減	216.2	766.3	53.5	109.5	16.0	- 25.2	285.7	850.6

◇スイス・ナショナルバンクの公定歩合引下げ

スイス・ナショナルバンクは2月26日、公定歩合を1/2%引き下げて2%とし、即日実施した。

ナショナルバンクの公定歩合は1957年5月、当時の景気過熱状態に対処して2 1/2%に引き上げられた(1%引上げ、

1936年以来20年ぶりの変更)のであるが、その後1958年には景気は沈静し、さらに若干下降傾向を示すに至つたため、金融市場は著しく引緩み金利低下が顕著となつた。これは貿易赤字縮小(輸入の著減が主因)による金・外貨準備の増加、在庫圧縮などによる国内資金需要の減退など、

需給両面からもたらされたものであり、本年に入つてこうした傾向は一段と強まっているといわれる。

コール・レート(翌日物)	1%	(昨年初 2%)
「預金証券」(注) 平均利率	3.25	(" 3.88)
連邦債利回り	3	(" 3.61)

(注) 金融機関が資金預入者に対して発行する持参人私式の中期証券(期間は通常3~5年)。

今回の引下げは、かかる市場情勢に追従して行なわれたいわば金融技術的な措置であるとされ、ナショナルバンクは、

- (1) 今回公定歩合が市場情勢に追従したことにより、今後景気動向に応じて公定歩合政策を弾力的に運用するための素地が作られたこと、
 - (2) スイス経済はある程度悪化したとはいえ、建築部門の著しい活況に支えられて雇用もおおむね高水準を保ち、景気支持政策を必要とする状態にはなく、今回の引下げも景気政策的な意図に基くものではないこと、
 - (3) 安定し均衡のとれた景気動向こそが望ましいものであり、1957年のごとき過熱状態に陥らないよう過度の信用膨張を避ける配慮が金融機関に望まれること、
- などを強調している。なおこの場合、スイスが常に短期投機資金の流入による国内金融市場のかく乱をおそれている実情からいつて、最近における欧州各国の金利低下傾向が今回の措置を一層必要にしたとみることもできよう。

ちなみにスイス経済は、時計、繊維など一部産業の生産低下、工業投資の停滞などなお一部に不況現象が残っているものの、建築活動の活況、消費の堅調、輸出の好転などを支えとして、昨年第4四半期以降着実な景気回復過程をたどりつつある。

◇フィンランド銀行の公定歩合引下げ

フィンランド銀行は3月1日、公定歩合を1/2%引き下げ6%とし、即日実施した。

今回の引下げは1956年4月、当時のインフレーションと外貨危機に対処して行なわれた1 1/2%の大幅引上げ(5→6 1/2%)以後初めての引下げであり、フィンランド銀行はこの間の金利政策を主として高率適用制度の導入(1957年6月)ならびにその変更によつて行なつてきた。

1957年10月の平価切下げ(1米ドル=230マルカから320マルカへ)以降、フィンランドの国際収支は輸入の減退を主因に順調な改善を遂げ、フィンランド銀行の金・外貨準備は昨年中79百万ドルの増加を示した(昨年末残高250百万ドル)。一方国内景況は金融引締め効果の浸透から昨秋まで停滞を続け(1~9月間鉱工業生産前年比-8%、雇用者数同-6%)、物価水準も昨夏以降安定、また金融動

向もとくに貯蓄性預金の好調から市中金融機関の流動性が高まり、中央銀行借入額は2月末わずか7億マルカと前年同月に比べ145億マルカの顕著な減少を示している。

フィンランド銀行ではかかる情勢を背景として昨春来徐々に緩和政策に転じ、昨年4月には高率適用の大幅緩和を行なつており、また市中金融機関も10月には協定貸出金利最高限度を引き下げ(3/4%)しているほか、財政面からも投資促進策が打ち出されているため、景況は昨秋以降漸次立直りを示しつつある。

今回の引下げ措置は、市中金利の一層の引下げを通じて投資活動を刺激し、景況の本格的回復をもたらすことをねらいとしたものにはかならない。

本措置に伴う市中金利の引下げについては現在検討が進められているが、預金・貸出とも最高金利は1/4%程度引き下げられ4月1日から実施されるものと予想されている。

アジアおよび大洋州諸国

◇パキスタン国立銀行の産業振興措置

パキスタン国立銀行は、通貨安定のため公定歩合の引上げを行なうとともに、国内産業の振興、なかんずくこれまで軽視されがちであった東パキスタンの開発促進を図るため、同行の業務分野において次のような措置をとることとなつた。

(1) 商業銀行発行株式・債券保有禁止規定の撤廃……今般「パキスタン国立銀行法」第20条の一部が削除され、同行は商業銀行(banking company)の株式・債券の保有および売買業務をも行ないうることとなり、商業銀行を通ずる産業界への資金供給に今後新たな道が開かれることとなつた。これにより国内の商業、農産物取引および工業に対する信用供与の円滑化が期待されている。

(2) 東パキスタン常駐副総裁の任命……2月21日新たに同行ダッカ支店常駐副総裁が任命された(同行設立以来初めて)が、同副総裁は東パキスタン全州における同行業務を統括するとともに、とくに同州の銀行組織強化に努めることとなつている。

(3) 東パキスタンに Regional Bank を設立……東パキスタンの経済開発促進の要請にこたえ、同州の農業および工業に対する金融のため、同行を中心にダッカに本店を置く Regional Bank 設立の準備が進められている。なお新銀行は同行のほか、商業銀行および一般投資家(このためとくに小額面普通株 2.5百万ルピー以上を発行)からも出資を仰ぐこととなつている。

◇パキスタンの外資規制緩和措置

政府は2月20日、同国工業の開発促進を目的として民間

外資の規制緩和を含む新産業政策を発表した。

すなわち同国の外資導入を促進するため、①外資により設立される企業は、これまで51%以上パキスタン人の資本参加を要したのを改め、今後同国人の資本参加を強制しないこととし、加えて②1954年9月以降認可設立された外資企業の投下資本引揚げおよび利潤の本国送金自由化、③外人技術者の入国促進、④二重課税防止（2月17日わが国と租税協定調印）などを決定した。なお政府はこれに関連し、外資導入をとくに希望する業種として重機械、重化学、石炭・石油合成、石油精製を含む鉱業などをあげるとともに、現在外資企業を含め企業国有化の意向はもっていないこと、もし将来緊急事態により国有化を行なう場合にも、投下外貨による正当額の補償を支払うことを発表した。

このほか新産業政策として、①中小企業育成のため信用供与の円滑化を含むあらゆる援助を行ない、②また第2次5ヵ年計画において民間部門の担当分野を最大限に拡張する、③工業開発に当つては農業および国内資源を利用する業種を優先させる、④工業家に対する税法上の優遇措置を講ずる、⑤2ヵ月以内に投資促進局を新設する、などの方針を明らかにしている。

◇パキスタンに対する海外援助

パキスタン新政府は政変以来、経済政策の重点の一つを海外援助の獲得に置きこれに努めてきたが、一方自由諸国側でも中近東、東南アジア地域における有力な友好政権の成立を好感して一段と経済関係の緊密化を進めており、3月5日には米国と軍事経済援助協定の調印をみるに至つたが、このほか米英から昨年末来次のごとき経済援助が行なわれている。

区 分	金額 (百万 ドル)	成立日	使 途
米国 I C A 計画に 基く技術経済援助	36.75	12月31 日調印	鉄道、港湾、漁業開発、カラ チ空港拡張工事を含む14プロ ジェクト。
米国輸出入銀行借 款	0.21	1月6 日発表	カラチ所在米バ合弁製薬工 場。
米国開発借款基金 借款	56.5	2月18 日調印	電力、農地、鉄道などの開発。
英国政府借款	28.0	2月27 日調印	主として農業開発、英国から の輸入に充当される。

1959年中の米国からの援助見込みは総額 226.85百万ドルと昨年の 147.95百万ドルに比べ53%方増加するものとみられている。また初めて援助を受けた1951年以来昨年までの米国からの援助累計は 725.67百万ドル（本年末までの見込額 952.52百万ドル）にのぼり、うち借款は 108.50百万ドル、贈与は 617.17百万ドルとなつている。

なお数年来激しい流出をみた同国の金・外貨準備も、政変後不正所有外貨の集中（約30百万ドル）などの特殊要因

もあり、わずかながら増加傾向をさえ示してきたが、かかる自由諸国からの経済援助積極化は、同国の貿易収支改善対策の進展や昨年12月成立した25百万ドルの IMFスタン
ド・バイ・クレジットとあいまつて、今後同国の外貨事情改善に少なからず貢献するものと期待される。

(注) パキスタンの金・外貨保有高 (国立銀行発行部保有分)

1955年末	370百万ドル	1958年9月末	232百万ドル
1956年末	373 "	12月末	258 "
1957年末	291 "・	1959年1月末	259 "

◇パキスタンの非必需品など輸入抑制措置

パキスタン政府は、国際収支の改善を期して1月15日から Export Bonus Scheme (2月号要録参照)を導入し輸出促進を図っているが、2月に入り輸入面でも次のごとく、非必需品などに対する輸入抑制措置を強化するに至つた。

- (1) 奢侈品の輸入税引上げ……政府は2月8日、嗜好品（コーヒー、アルコール飲料、たばこなど）、化粧品、高級衣料、かさ、馬車、楽器など14品目の輸入税を引き上げ、新税率はコーヒー（従価税）の40%から80%への引上げをはじめ、総じて旧税率比100%方アップした結果、従価税（一部従量税）で総じて80~100%の高率が課せられることとなつた。なお今回の輸入税引上げのねらいは、これまでの一般的輸入抑制方針に加え、とくに1月15日から実施された Export Bonus Scheme に基く自由輸入において高利潤の見込まれるこれら奢侈品に輸入が集中することを防止するためとみられている。
- (2) 非必需品の輸入許可品目削減……また政府は2月18日日本1~6月の輸入政策を公表した。輸入規模や品目別割振りなどについてはこれまでと同様発表はなかつたが、通常民間輸入(第3勘定)許可品目は174品目と前期に比べ33品目が削除されている。削除品目には装身具、一部織物、LPレコード、清涼飲料などが含まれているが、その大部分は Export Bonus Scheme (第1勘定)による輸入の道が残されている。なお医薬品、金属原材料など必需品目については前期並みの輸入が維持されることとなつている。

◇インドネシアの経済開発5ヵ年計画

インドネシアの経済開発5ヵ年計画は、昨年11月11日、国会において一部修正後、正式承認を得た。本計画は1956年に作成されたものであるが、その後の引続く政情不安から国会による承認が遅れていたものである。

現在までに明らかになつたところでは、同計画の内容は政府、民間、農村社会の3部門に分類されており、その所要資金は総額 300 億ルピアである。うち政府部門は 125 億ルピア (11億ドル) で、この政府投資により民間部門100億

ルピア、農村社会75億ルピアの投資を誘引するよう意図されている。政府投資125億ルピアのうちには外貨46億ルピア(403百万ドル)が含まれており、政府投資額の37.5%にのぼっている。政府支出計画は次表の通りであるが、同国現在の経済情勢ではその実施は多くの困難を伴うものとみられている。

なお、同国最大のプロジェクトであるアサハン谿谷の電源開発計画は特殊計画とされており、上記5か年計画に含まれていない。

政府支出計画 (単位・百万ルピア)

区 分	ルピア 所要額	外 貨 所要額	計	対総額 比率
農 林、水 産	1,297	328	1,625	13%
発 電、灌 溉	1,937	1,188	3,125	25
鉱 工 業	1,328	1,797	3,125	25
運 輸、通 信	1,956	1,169	3,125	25
社会施設 (教育、保 健、住宅)	1,294	206	1,500	12
合 計	7,812	4,688	12,500	100

◇フィリピン中央銀行の金融引締め政策

フィリピン中央銀行は2月3日、再割引利率を従来の4.5%から一挙に6.5%に引き上げると同時に、要求払預金に対する支払準備率を、現行の18%から毎月1%ずつ21%まで引き上げる旨を発表した。また2月23日、同行は商業銀行に対し不動産およびビルディング建設への新規貸付を一時禁止するよう通告した。再割引利率の引上げは1957年9月2日に2%から4.5%へ引き上げられて以来1年5か月ぶりのものであり、また支払準備率の引上げは1949年同行設立以来初めての措置である。

今回の一連の金融引締め措置は、同国最近の外貨危機とインフレーション傾向に対処して採られたものである。本年2月末の中央銀行保有外貨は75百万ドルで、1昨年末の外貨危機当時に比べなんらの改善もみえていない。また財政赤字は引続き増大し中央銀行の対政府関係信用供与額は昨年1～8月間に125百万ルピア(約62百万ドル)の増加を

フィリピンの主要経済指標

区 分	最近 月末	1957年 12月末	
中央銀行の外貨保有高(百万ドル)	1959年2月	75	71
通貨発行高(百万ペソ)	"	848	832
中央銀行の対政府関係信用供与残高(")	1958年8月	966	841
中央銀行の対商業銀行貸付残高(")	1958年9月	50	81
商業銀行の貸出残高(")	"	1,656	1,680
生 計 指 数 (1953年=100)	1958年12月	106	102

み、輸入削減とあいまって物価も騰貴している模様である。しかしながら中央銀行の対商業銀行貸付ならびに商業銀行の一般貸出は減少ないし横ばいであり、したがって再割引利率の引上げはむしろ心理的效果をねらったものとみられ、当面直接効果を生ずるのは支払準備率の引上げとみられる。

◇中共における国営企業に対する金融方式

中共においては、本年から国営企業の運転資金を従来の財政資金の直接交付から人民銀行を通ずる貸付制度に改めたが(1月号要録参照)、その円滑な運営を図るため2月3日、「国営企業の運転資金を人民銀行の統一管理に改めることに関する補足規定」を公布した。同規定の要旨は次のごとくである。

(1) 本法の適用範囲は中央および地方国営企業、手工業生産合作社ですでに地方国営企業となつたものとし、これら企業に対する運転資金は本年から国家財政資金の直接交付をやめすべて人民銀行を通ずる貸付とするのみならず、すでに交付済みの現存運転資金もすべて人民銀行の貸付に変更する。

(2) 企業が運転資金を基本建設あるいはその他の用途に流用していたものは整理・補充しなければならず、企業の積立金など(法定基金)を減少させたり、国家の運転資金を減少させてはならない。

(3) 政府の商業部、各工業部などは財政部門と人民銀行に対して、各所管企業の運転資金の年度計画を提出し、財政部門と人民銀行の審査を経なければならない。

また上記政府の各部は、国家が企業に対し運転資金の効率的な回転を図るよう要請していることと、企業の前年度の運転資金の回転状況とを基礎にして、資金の回転率を高めるための具体的措置を財政部門と人民銀行に提出し、他方企業に対しても同様、資金の効率的な回転措置を指示する。また常時企業の資金運用状況を監督検査する。

(4) 企業は銀行から借入れた運転資金の使用に関連し、他に信用供与を行なうため前払などを行なつたり、あるいは掛売りを行なつてはならない。

(5) 国家から人民公社に移管された企業の運賃金は人民銀行から公社信用部に貸付けられた後、公社信用部から企業に融資される(注)。

(注) 人民銀行の対人民公社貸出金利 月利0.42%
公社信用部の対公社内企業貸出金利 月利0.6%

◇北鮮・北ベトナムにおける新通貨の発行

北鮮は2月12日、北ベトナムは2月27日、それぞれ通貨改革を実施した。北鮮においては旧通貨100円が新通貨1円に、また北ベトナムでは旧通貨1,000ドンが新通貨1ド

ンにそれぞれ切り替えられたが、これら措置は両国とも朝鮮動乱ないし独立戦争後の経済的混乱が一応終息したことにより採られたものとみられる。

◇北鮮における1959年度経済計画

北鮮における昨年の工業生産は前年比40%、食糧生産は同22%それぞれ増産されたが、国家計画委員会が2月20日発表した本年度経済計画も次の通り大幅の増産を予定している。

なお本年度計画が達成されると、重要工業製品生産高は第1次5ヵ年計画(1957~61年)の目標をすでに3年目にして大幅に上回る(化学肥料76%、セメント110%、石炭64%)こととなる。

電 力	97億KWH	(昨年実績比 27%増)
石 炭	10,860千トン	(" 58% "
鋼 塊	884 "	(" 427% "
化学肥料	706 "	(" 53% "
セメント	3,185 "	(" 170% "
織 物	200百万メートル	(" 82% "
トラクター	3千台	発 電 機 7千台
トラック	3 "	電 動 機 45 "

◇豪州連邦銀行、商業銀行の特別預金を解除

豪州連邦銀行は2月5日、商業銀行の特別預金を150万豪ポンド方解除する旨発表した。

同行は従来から特別預金制度(連邦銀行が商業銀行に対し、1952年11月以降預金増加額の75%以内を特別勘定として預入するよう命じうる制度)を主たる金融調節手段として運用してきた。たまたま昨年来、輸出が減退しこれが国内に失業者の漸増、新規投資の減退を招くなどデフレ圧力を増してきたため、連邦銀行では財政面のスペンディング政策に呼応して信用拡大政策を打ち出し、すでに昨年3月以降750万豪ポンドの特別預金を解除して商業銀行の資金繰り緩和を図っており、今回の措置もその一環をなすものである。ちなみにここ1年間の特別預金解除額は計90万豪ポンド、解除前残高の約25%に達し、現在額は250万豪ポンドと過去6年間の最低となつた。

なお、今回の措置ではとくに商業銀行の貸出余力を積極的に増大させることを意図した点が注目される。すなわち昨年7月までの措置では、商業銀行の貸出は増加したのに対し預金は伸び悩み資金の流動性が低下したため、連邦銀行は特別預金を解除して流動性の改善を図り貸出の高水準

維持を期待したのである。しかし最近では商業銀行の貸出は昨年7月以降大幅に減少しており(年末までの減少額は320万豪ポンドで前年同期の4.6倍)、銀行の流動比率は格別悪化していない(昨年末の主要商業銀行8行の流動比率一総預金に対する現金、預け金、大蔵省証券および国債の比率、ただし特別預金を除く一は22.9%で前年同月末とほぼ同じ)。したがって今回の措置では、連邦銀行は従来のように商業銀行の流動比率改善を直接のねらいとしておらず、むしろ市中貸出の減少傾向に対処し、今後羊毛など輸出産業に対する貸出を積極的に増加させることを意図している。

◇豪州における短期金融市場の発足

豪州連邦銀行ではかねて短期金融市場の創設を検討していたが、2月17日、同市場に参加する短資業者として4社を指定するとともに、次のごとき新市場の骨子を発表した。

- (1) 短資業者4社は短期資金の取り手となる。
- (2) 短資業者はこの資金を有価証券に投資する。ただしさしあたり3年以内に満期の到来する連邦政府証券のみを対象とする。
- (3) 短資業者が資金繰り上返済資金の調達難に陥つたときは、手持の政府証券を担保として連邦銀行より直接借入れを受ける。

連邦銀行は短期金融市場の発足に伴い、商業銀行が必要に応じ手持の証券を市場に売却することにより資金の流動性を高めうる点を重視している。ただ、豪州では大蔵省証券が年利1%と異常に低く固定されているため市中手持が少なく、また商業手形や貿易手形もほとんど期日まで保有され割引のため市場に出されることがない、などの事情にあり、したがって連邦銀行では市場の運営を円滑化するため、新市場において取引される有価証券についてはさしあたり比較的市中保有の多い連邦政府証券だけを指定したものである。

主要商業銀行8行の資産内容と運用利率

	総預金比(%)	運用利率(年利%)
現金、預け金 (特別預金を含む)	21.6	—
大蔵省証券	2.2	1
コール・ローン	—	—
貸 出	61.4	5.5中心
国債、地方債	13.1	長期国債 4.97 短期国債 4.30